

三木町公告第 17 号

三木町下水道事業の公告について

三木町下水道事業受益者負担金等徴収条例（平成 18 年三木町条例第 19 号）第 4 条の規定により、賦課対象区域を下記のとおり定めたので公告する。

令和 7 年 4 月 11 日
三木町長 伊 藤 良 春

記

公告期間

自 令和 7 年 4 月 11 日
5 日間
至 令和 7 年 4 月 15 日

賦課対象区域	鍋渕、鴨内、岩鼻、四角寺、天神、大塚、上池、丁田 茶園、柳原
--------	-----------------------------------